様式第３号（第８条関係）

　　年　　月　　日

　日立市長　殿

申請者　郵便番号

住所

氏名

電話番号

日立市危険ブロック塀等改善事業補助金交付申請書

　年　　月　　日付け日立市指令　　　第　　　号により、危険ブロック塀等に該当する旨の通知があった補助金の交付について、日立市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 塀の所在地 | 日立市 |
| 交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 事業実施予定期間 | 　　年　　月　　日 から 　　　　年　　月　　日 |

【添付書類】

□　(1) 付近見取り図

□　(2) 補助対象事業計画書

□　(3) 対象工事計画図

　　　ア　除却する危険ブロック塀等（配置図・除却範囲を示す立面図等）

　　　イ　新設する軽量フェンス　　（配置図・断面図・立面図等）

　　　ウ　新設する生垣　　　　　　（配置図・姿図）

□　(4) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し

□　(5) 申請に係る危険ブロック塀等を所有し、又は管理していることを証する書類

□　(6) 申請に係る危険ブロック塀等が共有物である場合にあっては、除却に関して共有者の同意が得られていることを示す書類

□　(7) その他市長が必要と認める書類

※ (5)、(6)の書類に替えて、誓約書兼同意書を添付することも可能です。

（市記入欄）

|  |  |
| --- | --- |
| 受付欄 | 受付番号 |
|  |  |

（別添様式）

補助対象事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 塀の所在地 | 日立市 |
| 補助対象事業 | □　危険ブロック塀等の除却工事（　全部　・　一部　）□　軽量フェンスを設置する工事　　□　生垣を設置する工事 |
| 対象事業の概要 | 除却する危険ブロック塀等 | 構造( ) | 高さ(ｍ)( ) | 長さ(ｍ)( ) |
| 軽量フェンスの長さ(ｍ)(　　　　　　) | 生垣の長さ(ｍ)(　　　　　　) |
| 交付申請額算　　　定 | 【交付申請額算定】　※工事に要する費用は消費税込み(1)危険ブロック塀等の全てを除却する工事(ﾌﾞﾛｯｸ塀等)12,000円ア　除却する長さ 　 　ｍ × (大谷石塀)23,000円＝　　　　　　円 … ａ　　（門柱・フェンス等の除却費）　　工事に要する費用　　　　　円×２／３＝　　　　　　円 … ｂ　　　　　　　　　　　　　　　　　ａ＋ｂ　　　　　　　円イ　工事に要する費用　　　　　円×２／３＝　　　　　　円※ア又はイのいずれか少ない額　　　　　　　　円 … ① |
| (2)危険ブロック塀等の一部を除却する工事(ﾌﾞﾛｯｸ塀等) 8,000円ア　除却する長さ 　 　ｍ × (大谷石塀)15,000円＝　 　 　円 … ａ　　（門柱・フェンス等の除却費）　　工事に要する費用　　　　　円×２／３＝　　　　　　円 … ｂ　　　　　　　　　　　　　　　　　ａ＋ｂ　　　　　　　円イ　工事に要する費用　　　　　円×２／３＝　　　　　　円※ア又はイのいずれか少ない額　　　　　　　　円 … ② |
| (3)軽量フェンスを設置する工事ア　フェンスの長さ　　　　　ｍ×17,000＝　　　　　　　円イ　工事に要する費用　　　　円×２／３＝　　　　　　　円※ア又はイのいずれか少ない額　　　　　　　　円 … ③ |
| (4)生垣を設置する工事ア　生垣の長さ　　　　　　　　ｍ× 8,000＝　　　　　　円イ　工事に要する費用　　　　　円×２／３＝　　　　　　円※ア又はイのいずれか少ない額　　　　　　　　円 … ④ |
| [１]　①＋②＋③＋④の合計 | 円 |
| [２]　補助限度額（下表参照） | 円 |
| 交付申請額 | [１]又は[２]のいずれか少ない額 | 円 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助限度額 | 区　分 | 10ｍ未満 | 10ｍ以上 |
| ブロック塀等の改善 | 250,000円 | 400,000円 |
| 大谷石塀 の改善 | 320,000円 | 500,000円 |

※　工事に要する費用、交付申請額の金額は、千円未満切捨で記入してください。

※　危険ブロック塀等の高さ・長さ、軽量フェンス等の長さ、生垣の長さは、小数点以下第一位（第二位以下切捨）で記入してください。

　　年　　月　　日

　日立市長　殿

申請者　郵便番号

住所

氏名

電話番号

誓約書兼同意書

日立市危険ブロック塀等改善事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し同意します。

誓約事項

１　申請に係る危険ブロック塀等の所有者又は管理者であること。

２　納期限の到来している市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「市税等」という。）に滞納がないこと。

３　補助対象事業を土地又は建物の販売を目的として行わないこと。

４　危険ブロック塀等が設置されている敷地において、既にこの要綱その他この要綱の趣旨に類似する制度に基づいた補助金の交付を受けたことがないこと。

５　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当しないこと。

６　補助申請の対象となる危険ブロック塀等が共有名義である場合は、共有者を代表し、他の共有者から同意を得て、当該危険ブロック塀等の除却工事その他要綱に定める手続を行うこと。

万が一、本件の同意に関わる事項について他の共有者から異議があった場合は、私が責任をもって解決し、当該危険ブロック塀等の除却工事を終了すること。

７　補助申請の対象となる危険ブロック塀等の所有者の相続人である場合は、相続人を代表し、他の相続人から同意を得て、当該危険ブロック塀等の除却工事その他要綱に定める手続を行うこと。

万が一、本件の同意に関わる事項について他の相続人から異議があった場合は、私が責任をもって解決し、当該危険ブロック塀等の除却工事を終了すること。

同意事項

当該補助金の交付を受けるに当たって、市税等の納付及び必要な事項について調査すること。